

岩手県告示第 729 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成 18 年 6 月 23 日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1(1) 路線名 氏子橋夕顔瀬線
  - (2) 供用開始の区間 盛岡市安倍館町 176 番 1 地先内
  - (3) 供用開始の期日 平成 18 年 6 月 23 日
  - (4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
    - ア 場所 盛岡地方振興局土木部
    - イ 期間 平成 18 年 6 月 23 日から同年 7 月 23 日まで
- 2(1) 路線名 安家玉川線
  - (2) 供用開始の区間 九戸郡野田村大字玉川第 1 地割字根井 48 番 1 地先内
  - (3) 供用開始の期日 平成 18 年 6 月 23 日
  - (4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
    - ア 場所 久慈地方振興局土木部
    - イ 期間 平成 18 年 6 月 23 日から同年 7 月 23 日まで